

令和元年11月5日（火）
国土交通省関東地方整備局
河川部
下館河川事務所

記者発表資料

第10回鬼怒川・小貝川有識者会議の開催について

第10回鬼怒川・小貝川有識者会議（別添1）を開催しますので、お知らせいたします。

記

1. 開催日時

令和元年11月8日（金）14：30～（予定）

2. 開催場所

茨城県県西生涯学習センター 中講座室

住所：茨城県筑西市野殿1371

開催場所の最寄り駅：JR水戸線「下館駅」からタクシーで約10分
関東鉄道常総線「大田郷駅」から徒歩で約8分

※会場の駐車場は数に限りがあります。

3. 議事（予定）

- ・利根川水系小貝川河川整備計画（原案）について

4. 公開等

- ・会議は公開で行います。
- ・会議のカメラ撮りは、冒頭部分のみ可能です。
- ・その他、会議の公開について詳細は「鬼怒川・小貝川有識者会議公開規定（別紙1）」をご覧ください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、筑西市記者クラブ、宇都宮市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

河川部 河川計画課 TEL：048-601-3151（代表）

河川部 河川調査官 たかぼたけ 高畑 えいじ 栄治（内線 3513）

「第10回鬼怒川・小貝川有識者会議」の開催について

1. 鬼怒川・小貝川有識者会議の概要

本会議は、河川管理者である関東地方整備局長が、「鬼怒川河川整備計画」及び「小貝川河川整備計画」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有するもの等の意見を聴く場として設置するものです。（審議等により何らかの決定を行うものではありません。）

2. 開催日時

令和元年11月8日（金）14:30～（予定）

3. 開催場所

茨城県県西生涯学習センター 中講座室

住所：茨城県筑西市野殿1371

開催場所の最寄り駅：JR水戸線「下館駅」からタクシーで約10分

関東鉄道常総線「大田郷駅」から徒歩で約8分

※会場の駐車場は数に限りがあります。

4. 議事（予定）

- ・利根川水系小貝川河川整備計画（原案）について

5. 会議の公開

- ・会議は公開で行います。
- ・カメラ撮りは、冒頭の部分のみ可能です。
- ・その他、詳細については「鬼怒川・小貝川有識者会議公開規定（別紙1）」をご覧ください。

6. 傍聴希望の受付

- ・受付日時 令和元年11月8日（金）13:30～15:00 まで
- ・受付場所 茨城県県西生涯学習センター 中講座室
- ・傍聴に関して、事前の登録は不要です。
- ・傍聴希望者は、受付にて必要事項を記入のうえ、係員の指示により会場へ入場願います。
- ・受付証明確認のため、受付にて「受付証」をお渡ししますので着用願います。なお、お帰りの際に係員へ返却下さい。
- ・受付は先着順とし、会場の都合上、座席数は一般傍聴約15席、報道関係者約25席になります。満席になり次第、受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

7. 傍聴に当たっての注意事項

- ・当日、建物は他の団体も使用していますので、他団体の迷惑にならないようご協力をお願いします。
- ・事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- ・傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- ・取材に必要な電源は、各社（各自）にてご用意下さい。
- ・携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- ・会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
- ・会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- ・事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。
- ・手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- ・会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。
- ・その他、詳細については「鬼怒川・小貝川有識者会議傍聴規定（別紙2）」をご覧ください。

鬼怒川・小貝川有識者会議公開規定

(目的)

第1条 本規定は、鬼怒川・小貝川有識者会議（以下「会議」という）規約第6条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに下館河川事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

鬼怒川・小貝川有識者会議傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、鬼怒川・小貝川有識者会議（以下「会議」という。）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第4条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。